

現状の問題をみる その3「児童公園」

①児童公園の現状と問題点

②児童公園の清掃活動——伊賀山公園愛護会

③コミュニティの道路と公園——

一人の市民として

①児童公園の現状と問題点

小島 勝

一 はじめに

地域における児童公園の利用度は非常に高く、現代社会においては、欠くことの出来ない地域施設である。

特に、本年は児童福祉の増進を目的とした国際児童年にあたり、児童公園に關してのテーマは、意義深いものがある。

この児童公園については、昭和三十一年九月に制定された都市公園法施行令の中で、「もっぱら、児童の利用に供することを目的とする都市公園で、誘致距離の標準を二五〇メートルとして配置し、その敷地面積は〇・二五ヘクタールを標

準として定めること」と規定されており、その機能は、遊び、憩いの場、近隣環境の景観保持のほか、火災発生時には防火の役割りを果たすとともに、地震等による災害の発生時には、一時的な避難場所ともなり、子供、老人等のほか数多くの住民に利用され、都市形成上必要欠くことのない公共の広場である。

そこで、これらの意味あいをもった児童公園の保守管理上の現状と、その問題点及び今後へ向っての対応、愛護活動の状況並びに、利用住民のマナー等について考えてみたい。

二 児童公園保守管理体制の現状

現状

児童公園は、その利用者の殆んどが近隣の住民であり、市長の市政方針として提唱している官民一体となった「さわやか運動」を推進するうえからも、直接、住民参加をしているもっとも身近かな地域施設である。

管理にあたっては、緑政局、区役所、港友会、愛護団体と、それぞれの役割りを定め、市内で約九〇〇カ所の管理を行っている。

このことは、ひとり緑政局公園機動作

一 はじめに

二 児童公園保守管理体制の現状

三 設置上の問題点とその対策

四 管理上の問題点とその対策

五 住民の意識とマナー

六 おわりに

業班による巡回、点検、補修等によるだけでなく、地域住民と密接な関連をもつ各区役所の協力のもとより、本市OBで組織されている港友会の諸先輩の力を借り、各児童公園を巡回し、常に地元の児童公園愛護会と緊密な連携の下に、砂入れ、遊具の補修等のほか、もろもろの必要な要望事項を受け、各公園緑地事務所と打ち合わせを行い、対処している。

さらに、本市と一体になっての強力な管理協力団体が、地域住民により結成している児童公園愛護会である。現在、市内に約八〇〇団体あり、常時公園の安全な管理のため、除草、清掃等の軽易な作

表一 児童公園の管理事務分担表

機関又は団体	担当事務
緑政局公園緑地部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理事務全般 2. 予算関係事務 3. 新設改良工事の計画設計及び実施 4. 児童公園愛護会結成について区役所への依頼 5. 児童公園の維持管理及び直営作業の計画実施 6. 区役所港友会愛護団体からの各種要望の受付
区役所市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 愛護団体の結成についての指導及び承認 2. 遊戯施設その他工作物の修繕（塗装） 3. 行為の許可（映画会等）
港友会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区役所市民課の指示により児童公園愛護会の結成について地元への働きかけ及び結成手続きの指導 2. 愛護団体の活動の指導及び育成 3. 各公園を巡回し整備状況を区役所及び公園緑地部（公園緑地事務所）へ連絡 4. 愛護費の交付精算
愛護団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本市と協力し児童公園の管理作業のうち専門的知識を要しない軽易な作業の実施（除草清掃等） 2. 管理についての報告要望等（器具破損の報告取替えの要望台風等の被害報告等） 3. 愛護活動報告書の提出（3カ月に1回提出する）
民生局老人福祉課 （老人の生きがい対策）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 愛護団体と連絡をとり軽易な作業の実施（除草清掃等）

業を行うとともに、利用マナー等も指導するのみならず、本来、直接各公園緑地事務所等が受けるべきもろもろの苦情も受けている。

なお、ところによっては、「老人の生きがい対策」の一環として、民生局及び老人クラブとの協同歩調のもとに、地元

愛護会とも連絡をとり、比較的危険度の少ない草取り、清掃等の簡単な作業により、利用者の安全と、環境の美化のための協力を受けている。

このように、公園の規模は小さいながらも、本市と地域住民が一体になって管理体制をとり、環境の保全に努力はして

いるが、問題点は数多く見受けられる。

三 設置上の問題点とその対策

児童公園の設置については、都市公園法の中で、二五〇メートルの誘致距離内に設置することが公園の機能上最も望ましい姿とあるが、現状は、法定時の昭和三十一年当時と比較すると、本市の人口が百十七万余人であったものが、現在は、約二・三倍にあたる二百七十四万余人となり、市域面積が変らないまま急速な人口増加をし、都市化の波に押され、いろいろの形で膨大な財政需要をひき起している。

その結果として、現在のように殆んど全市域にわたり緑が失なわれ、自然との調和が破壊され、公共の憩いの場である公園を設置したくとも、その用地の確保が困難になってきている。

そこで、昭和四十三年に入り、生活環境の保全と、自然との調和を計りつつ、都市施設の整備計画に合わせた良好な都市としての環境整備を計ることを目的とした、横浜市宅地開発要綱が制定され、開発関連法令の運用とならんで、開発による公共・公益施設整備に要する負担の一部を開発者に求め、かなりの成果をあげてきた。

公園施設の整備もその中に義務づけら

れているが、開発行為は民間会社等が宅地開発するため、特定地域に固まって行われることが非常に多く、そのため、憩いの場を失っている密集化した旧市街地住民のための児童公園の設置が少なく、新興開発地に片寄ってしまった。

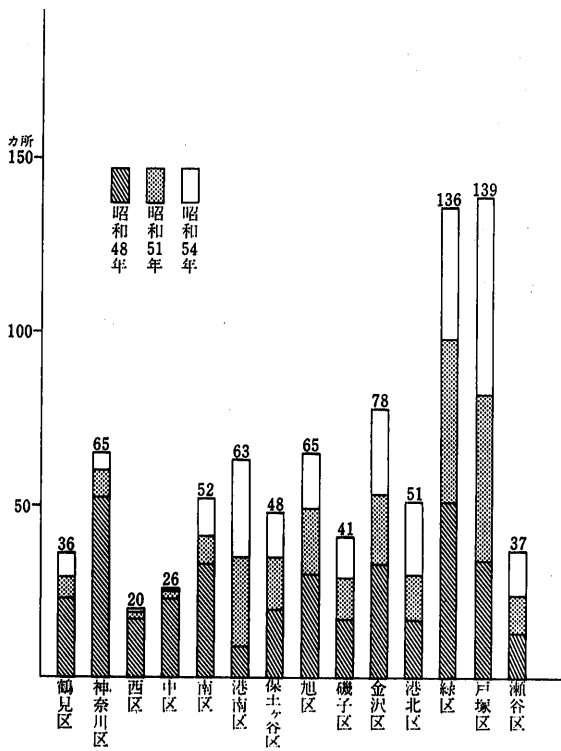
このような現状のため、都市公園法の精神である誘致距離の標準内配置が困難となっているのである。

また、最近では現今の社会情勢の影響により、特にミニ開発が多く、宅地開発要綱に規定されている最低敷地面積である一五〇平方メートル程度の公園が多く見られ、単に、公園数の増加ということでは、本来の機能を発揮するには余りにも小さすぎると思われる。

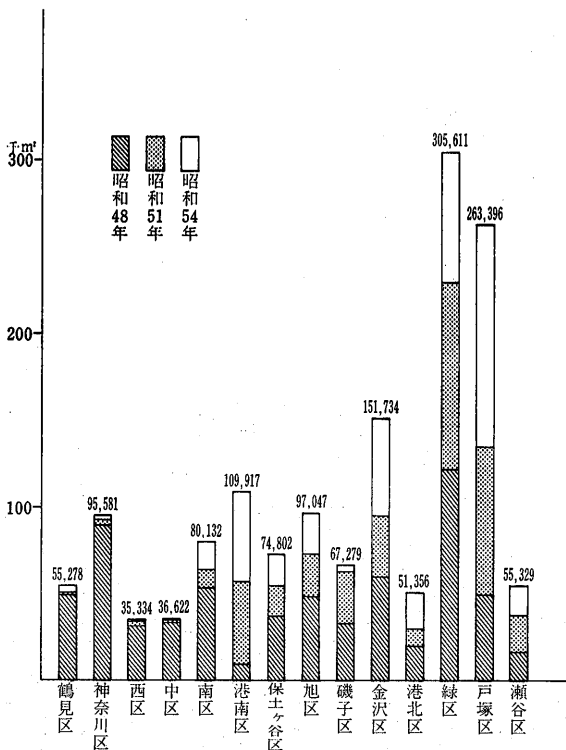
そこで、より機能的な公園とするためには種々問題はあると思うが、私なりに考えてみた。

(1) 公共用地は無償提供であるが、公益用地は有償提供であるように、その提供内容が全く異なりそこに問題はあがあるが、児童公園数の少ない地区、または児童公園はあるが小さい面積の地区内で、共に最低の提供面積である一五〇平方メートル程度の開発行為時には、公共、公益の両用地を合体して児童公園とすれば施設等も立派なものが出来、より効果的な機能を有する公園として、地域住民の利用に供することが出来ると思われる。この

図一 児童公園の行政区別管理数の推移



図二 児童公園の行政区別管理面積の推移



場合の処置としては、同一区内または近隣の地域内でのミニ開発時に、前述とは反対に、両者を合体して公益用地とするか、或は公益用地の提供負担金を緑政局が負担するか関係局間で協議をすることが考えられる。

(2) 旧市街地内の空地利用が困難な現状にあるため、公園のない密集した住宅地域内で、一部の住民から防災上、または環境保全上良好な地域へ移転の希望があれば、積極的に移転希望者を募り、公益用地へ誘致し、その跡地を児童公園にすることも考えられる。

このようにして公園用地を求めれば、計画的に平均化された児童公園が設置出来るものと考えられるのである。

四 管理上の問題点とその対策

児童公園の管理体制については前述のとおりであるが、異常に膨張した人口と、密集化した住宅地、さらには失なわれつつある緑の大都市の一隅で、子供、老人等の憩いの場として利用されている児童公園は、用地買収、開発行為等により増加の一途にあるが、その管理にあたり

っては、人的、物的な面から、今後に向けて大きな問題が残されている。

すなわち、公園管理上の諸問題についての住民からの要望、苦情、陳情が年毎に多くなっているのは、そのためである。

われわれ現場を担当する職員としては、これらの要望等に対応するため、各公園緑地事務所とも児童公園の保守管理担当の機動作業班を編成し、作業日程を組み、各公園を巡回し、遊具の点検、補修及び安全を確認するとともに樹木の手入れ、害虫の防除並びに草刈り等を行な

い、万遺漏のないよう努力はしているが、保守管理要員と児童公園数のアンバランス及び交通事情の悪化に伴う巡回数の減少等のため、作業日程の消化が思うにまかせず、本来の管理作業を行うより、要望、苦情等の対処に追われているのが現状である。

これらの要望等に対しての処理及び管理をするにあたっては、地元愛護会の協力なくしては出来得ないのである。

しかし、この愛護会は、住民の総意によって作られることよりも、本市からの依頼によって作られることが多いため、

その機能及び行動等は多分に住民の意識に左右されている。

また、愛護会の設置にあたっては、単一自治会等を中心に来るとは限らず、複数自治会等の住民により組織されていることもあるため、住民間の意志の疎通に欠けることがあり、愛護活動の運営にそごをきたしていることもある。

ある児童公園のことで、面積も大きかったため、一般的には禁止している少年野球場としての使用を認めるところ、その施設改良の依頼が自治会単位で別々の要望を出され、その措置に困り、関係自治会で意見統一のうえ決定要望をしてほしい旨を伝え、改めて出された合議の決定内容に基づき改良工事をしたことがあった。その後は、それまで結束のなかった複数自治会が急速に親密度を増し、現在は、年に二回地域住民が全員参加し、除草清掃等の愛護活動が行われ、その量は、トラックに一台分もあり、公園担当の機動作業班がこれを回収、処分している。

これは、嬉しい悲鳴の一例であるが、愛護団体の結成にあたっては、近隣住民の総意により作られてこそ、最も効果ある愛護活動が出来るものと思われる。

また、公開年度が古く、各施設が老朽化している公園については、適宜施設改良を行っているが、これらはすべて造園

専門職員によって計画、設計をされており、時には地域住民に呼びかけ、住民の手で計画案を作成させることが、より児童公園に対する意識が高まり、住民間の融和がとれ、真に官民一体となった管理が出来ると思われる。

とくに、本年は国際児童年でもあり、これを契機として実施に踏み切ることを期待するものである。

五 住民の意識とマナー

児童公園は、他の公園に比べて近隣住民と密接な関係にあり、健康的、開放的であるので、住民間の融和をもたらす公共の広場等も多いのであるが、その要望内容は、利用者側のマナーの欠如によるものが多く、その中でも「砂の補給」要望が最も多い。調査をした結果は、新興住宅地域に多く、その殆んどが附近の新築工事用材料の一部として盗砂されたり、個人的な無断使用であったり公私混同も甚だしく、発見次第嚴重な注意をしているが、依然として後を絶たない。また、砂場は幼児の遊びの中心で、砂場内で遊ぶうちはよいが、馴れて来ると外に出して遊ぶようになり、そのまま帰宅するケースが多く見受けられているが、これは、保護者が元の所に返して帰れば、ある程度の

減少は防げる筈である。

次に多いのが、水呑用水道の蛇口破損であるが、故障によることよりも人為的に破壊されるケースが大多数である。

実際にあった子供のいたずらで、最悪な現場を目撃したことがある。それは、巡回中のある暑い夏の日で、野球のバットを持って蛇口目がけて叩き飛ばしたのである。子供の背丈と蛇口の高さが叩くの丁度合っていたこともあるが、余りにも情けなく、瞬時注意するのを忘れるような出来事であった。

帰庁後、改良について検討をしたが名案もなく、現在も対策に苦慮している。

このほか、公園が直接地と接触していることもあり、公園の周囲にある樹木の枝葉が民地内に延びたり、落葉が庭に入ったり、樹木が大きくなって日照障害を起したりなどの、樹木に関する苦情も多いが、もっと公園の価値を知ってもらいたいものである。

これらはほんの一部で、地域住民が大局的な見地に立って公園を愛し、自分達の公園という意識に立つならば、このような苦情もないものと思う。

ちなみに、企画調整局の調査による児童公園の掃除、草とりについてのアンケートによれば、八九二人中の五三一名の多きにわたる約六〇%の人達が、これらの作業は地域住民によって行うべきであ

るといふ結果が出ている。現実の姿が、このように行われているならば、利用のマナーもこれに近い感覚があり、施設の破損等も起らず、安心して使用できる地域施設となるはずである。

しかしながら、現状の利用マナーは、あくまでも自己中心的で他人の迷惑は考えず、逆に危険な場所となることもしばしばである。

少年野球場等が設置されている特殊な児童公園を除いては、一般的には禁止している硬いボールでのピッチング、バッテリー等や大人も混じえて行っていること等は、幼児老人等身体的にひ弱な人々にとつては、暴走してくるダンブカーに等しいのである。このような実態を知れば知るほ

表一 児童公園などの掃除草取りについてのアンケート

(昭和51年11月都市科学研究室調査)

	計	明答	不明	その他	回答した人数	比率
回答した人数	892人	87人	56人	218人	217人	24.3%
比率	100%	9.8%	6.3%	24.4%	314人	35.2%

ど、利用者マナーの次元の低さに腹立たしさを感ずるばかりである。

もちろん、このような利用マナーの悪い面ばかりではなく、アスファルト化され、自然の土を忘れかけた子供達が、花を植えたり、芝生に寝転がったり、ブランコ等の遊戯施設で嬉嬉として遊び廻っ

ている姿を見たり、公園の環境保全のため、熱心に除草、清掃等の愛護活動を続けている住民の姿を目にしたときは、もろもろの嫌なことも忘れ、安全な地域施設として管理する仕事への愛着を覚えるものである。

六——おわりに

今まで述べたように、管理者と利用者とは、その立場が異っている。そこで、今後に向けては出来る限り多くの機会を利用し、児童公園の管理に対する諸問題、利用上のマナー等について

住民との対話をもち、管理者と利用者が一体となり、良好な公共施設としての保身に全力を注ぎたいものである。

〈緑政局南部公園緑地事務所管理係長〉

② 児童公園の清掃活動

伊賀山公園愛護会

小山内信之助

一——はじめに

国道十六号線の金沢八景を経て、六浦橋から大船・鎌倉に通じる道に大道小学校があります。この先五百メートルぐらいの間を大道町内と呼び、県営アパートから朝比奈峠下までの国道をはさんだ両側の住宅地を、西大道町内会と呼んでいます。この住宅は、昭和十七年、旧海軍技術廠の工員住宅として建造された、団地のはしりでもありません。住宅の間に広場があって、コンクリートの立派な防火

用水が、何カ所もあり、避難訓練等に使用されていました。

二——広場の利用

昭和二十八年町内会が組織され、広場は地域住民の憩いの場として、あるいはレクリエーションの場として広く利用されてきました。先に述べたように旧海軍が造成した土地ですので所有者の区分も不明のため、昭和四十一年土地の区画整理を行い、道路並びに広場を市に移管し

たわけです。そのとき広場は児童公園に造成されて、現在の伊賀山公園ができました。児童公園には、鉄棒、滑り台、二連シーン、二連ブランコ、ブレイステップ等が施設され、ポプラやつつじなどの樹木が植えられ、広場のときとは異なった立派な公園になり、地元民が心から喜びあったものです。

三——管理運営について

この伊賀山公園を管理するために、地

- 一——はじめに
- 二——広場の利用
- 三——管理運営について
- 四——希望意見

元住民で愛護会を結成、公園課の指導により運営していますが、今までの十数年間に事故もなくこられたことは、地域住民の協力と自分たちの公園だとの自覚によるものと思います。

現在西大道町内会には、約六五〇世帯が加入しており、清掃・草とりは町内会の婦人部、青少年部、それに婦人会、老人会などがそれぞれ行っています。町内会婦人部は、五班から成り、作業に参加するのは婦人部長、副部长を始め、各班の班長であり、班長は大きい班では二名